

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

令和7年度（2025年度）事業計画

令和7年3月25日
令和6年度第2回理事会

2024年度は事業計画に基づき概ね各種事業を実施することができた一方、予算で想定していた収入を下回った事業も多く、2023年度からは改善がみられたものの決算は支出超過となる見込みである。また、学生募集の厳しさを背景として会員校の退会が続いており、今後の18歳人口の将来推計を踏まえるとこの傾向は続くものと見込まれる。2025年度は、会員校や国家試験受験予定者を含む学生等の利益を今まで以上に意識しながら、会員校の入学者確保に向けた各種研修等の事業を展開しつつ、同時に単年度での収支の均衡を確保する等の財務の改善を図り、本連盟がおかれている社会情勢の変化に対応し持続可能性を確保することを旨とする。

1. 重点方針

- (1) 会員校教員・学生および実習指導者等の実践現場へ向けた各種事業を展開しつつ、全国的に福祉人材の確保が困難となっている現状を踏まえ、特に、会員校の入学者確保に資する事業等を実施する。
- (2) 本連盟の持続可能性を確保するため、組織としての企画立案・業務遂行機能を強化し収益力を向上させる。
- (3) その他、政府による福祉政策等の動向を注視し、地方創生施策や地域間格差（都市部と地方部の格差）への対応等を含め事業を展開する。

2. 法人運営

- (1) 総会の開催（1回以上・オンラインによる開催）
- (2) 理事会の開催（2回以上・オンラインによる開催）
- (3) ブロック運営委員長会議の開催（1回以上・オンラインによる開催）
- (4) 業務執行理事会（適宜・原則としてオンラインによる開催）
- (5) その他必要となる法人運営

3. 事業

「1. 重点方針」に基づき以下の事業を実施する。

- (1) ソーシャルワーク専門職養成に係る教育の充実
 - ① 社会福祉士・精神保健福祉士実習演習担当教員講習会（法定講習）の企画・実施
 - ② 会員校教員・実習指導者等の現任者への研修等の企画・実施
 - ③ 第54回全国社会福祉教育セミナー2025の企画・実施
 - ④ 「スクール・ソーシャルワーク教育課程認定事業」及び「こども家庭ソーシャルワーカー認定資格」を踏まえた「こども家庭ソーシャルワーク教育課程（仮称）」に関する検討
 - ⑤ ソーシャルワーク専門職養成教育のエデュケーショナルポリシー（到達目標と教育指針）等の検討
 - ⑥ ソーシャルワーク専門職養成教育における災害時の教育機会の保障・教育資源の確保及び災害時のソーシャルワーク支援のあり方と教材・教育体制に関する検討（災害時の災害福祉支援活動含む）
 - ⑦ ソーシャルワーク専門職養成教育にかかる教材・広報媒体等の開発・発行
 - ⑧ 本連盟設立70周年の記念企画の企画・実施
 - ⑨ ソーシャルワーク専門職養成教育や福祉人材の確保および社会的認知や待遇の向上に資するデータの収集・分析
 - ⑩ 地方ブロック運営委員長会議の開催
 - ⑪ 厚生労働省およびこども家庭庁の補助金に基づく調査研究
 - ⑫ その他、ソーシャルワーク専門職養成教育の充実に資する事業

※④⑤はPTで実施。⑪は採択された場合に実施

(2) 会員校学生および国家試験受験予定者への支援

- ① 「全国統一模擬試験 2025-2026」の実施
- ② 「国試受験集中講座 2025-2026」映像教材の制作及び受験対策講座の開催
- ③ 受験対策関連教材の作成・出版
- ④ 「国試受験生応援プロジェクト 2025-2026」の実施 (SNS・youtube等)
- ⑤ 「ふくし就活応援プロジェクト 2025」の実施 (事業者団体等と連携：SNS/youtube)
- ⑥ 模擬試験受験者への進路意向調査
- ⑦ その他、会員校学生および国家試験受験予定者の支援に必要な事業の実施

(3) 会員校への入学者獲得にむけた高校生等への広報活動

- ① ソーシャルワーク専門職養成・ソーシャルワーク実践/ソーシャルワーク専門職の仕事に関連する動画の制作・配信 (事業者団体等と連携：SNS/youtube)
- ② その他、高校生等への広報に必要な事業の実施

(4) 関係団体等との連携による活動等

- ① 福祉関係団体等と連携し、ソーシャルワーク専門職養成教育・社会福祉士及び精神保健福祉士・スクールソーシャルワーカー・ソーシャルワーカー・福祉専門職等への理解促進、災害時における福祉支援に向けた取り組み、会員校学生の福祉分野への就労促進、適切な就労・配置・待遇改善等に関する諸活動
- ② ソーシャルワーク、社会福祉・社会保障制度、国家資格制度等の充実・発展を目的とした政治的諸活動
- ③ 中央省庁 (厚生労働省、こども家庭庁、法務省、文部科学省、内閣府、総務省等) への働きかけと関連事業への参画

(5) 国際関係活動

- ① IASSW 及び APASWE との連携と、国際機関への貢献と国際動向に関する情報収集・発信及び国内への普及活動
- ② その他国際関係に関する必要な事業

(6) 事務局の企画立案・業務遂行力の向上、ガバナンス・コンプライアンスの保持

- ① 事業による収益率を高める企画立案・業務遂行力の強化
- ② 事務局内のガバナンス・コンプライアンスの保持
- ③ その他、事務局機能の強化に関する取り組み

(7) その他

- ① 会員校への共益事業

4. 事業実施体制

業務執行理事会において上記事業を実施するために必要な体制を定め、事業進捗に関するモニタリングを行いつつ、適切に事業を執行するよう努める。

以上